

バリアフリー法施行令・省令の改正（令和7年6月1日施行）に伴い、各基準との整合を図るため、福祉のまちづくり条例施行規則を改正（公布：令和7年7月31日 施行：令和8年1月1日）したため、施設整備マニュアルを一部修正する。

主な修正点

- 遵守基準…条例施行規則に基づく、一定規模以上の建築物等を新設又は改修する際にするべき基準
- 努力基準…条例施行規則に基づく、適合に努めなければならない基準

1 便所

便所全般【便所の設置数】

- 原則、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階の数以上、便所を設ける。

車椅子使用者用便所【設置数】

- 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便所を1以上設ける。
10,000㎡を超える階（大規模階）や1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合などの算定方法についての詳細な解説を記載

2 観覧席・客席 及び 移動等円滑化経路

車椅子使用者用部分【設置数】

- 座席の数が400以下の場合：2以上、401以上の場合：座席数×1/200以上
- 座席の数が100以下の場合：2以上、101以上200以下の場合：座席数×1/50以上、201以上の場合：座席数×1/100 + 2以上
- 複数の客席を設ける場合、各客席ごとに座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

車椅子使用者用部分【構造】

- 幅90cm、奥行き135cm以上とする。
- 同伴者席を隣接して設ける。

車椅子使用者用部分【分散設置】

- 座席数が200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。

車椅子使用者用部分までの経路

- 観覧席・客席の出入口から車椅子使用者用部分までを移動等円滑化経路として整備する。

3 駐車場

車椅子使用者用駐車施設【設置数】

- 全駐車台数200以下の場合：全駐車台数×1/50 以上、200を超える場合：全駐車台数×1/100 + 2 以上
（複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算し、必要設置数を算定）
- 全駐車台数×1/50以上

1 改正の目的

○ バリアフリー法施行令の改正（※）に伴い、各基準との整合を図るための改正を行う。

（※） 公布：令和6年6月21日 施行：令和7年6月1日

2 主な変更点

（1） 便所（トイレ）に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）建築物に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。

⇒ 原則、建築物の階ごと（各階）に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。

床面積の合計が1,000㎡に達する毎に、1箇所以上設置

（2） 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

⇒ 駐車施設の数に応じ、一定数以上 の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

駐車施設の数が200 以下の場合：当該駐車施設の数の2%以上、200 超 の場合：1% + 2以上

（例 1～50台の場合：1以上、51～100台の場合：2以上）

（3） 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）客席毎に1以上、車椅子使用者用部分を設ける。

⇒ 座席数に応じ、一定数以上 の車椅子使用者用部分を設ける。

座席数が400 以下の場合：2以上、400 超 の場合：当該座席数の0.5%以上

3 今後のスケジュール

○ 公布：令和7年7月31日 施行：令和8年1月1日 ※ 事業者等への周知期間を設ける